

## 第 2 回

# 議会の議員及び農業委員会の 委員の任期等検討小委員会

平成 16 年 2 月 12 日

## 第2回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会 会議録

日 時 平成16年2月12日(木) 午後1時30分～午後3時40分

場 所 美方町総合センター

### 出席者

委員会委員(計13名)

美 方 町	村 岡 町	香 住 町
朝 倉 富 征	石 垣 健 三	伊 藤 誠
井 上 一 郎	井 上 源 一	岡 田 久 子
毛 戸 公 彦	小 谷 道 子	柴 崎 一 秀
中 村 治 泰	西 尾 高 雄	中 村 暁
水 間 徳 子		

幹事会(計5名)

美 方 町	村 岡 町	香 住 町
藤 村 吉 孝	中 村 一 治	大 瀧 正 博
	杉 谷 信 義	谷 岡 喜 代 司

事務局(計6名)

藤 原 進 之 助	岸 本 典 明	穴 田 康 成
清 水 幸 信	邊 見 泰 正	田 尻 幸 司

### 欠席者

小委員会委員(2名)

村 岡 町	香 住 町
三 好 忠 男	村 瀬 晴 好

幹事会(計4名)

美 方 町	村 岡 町	香 住 町
上 田 節 郎	太 田 培 男	米 田 稔
吉 田 範 明		

傍 聴 人 16人

## 第2回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会

と き：平成16年2月12日(木)

と ころ：美方町総合センター

### 1 開 会

### 2 委員長挨拶

### 3 会議録署名委員の指名

### 4 議 題

#### 協議事項

協議第2号 議会の議員の任期等について

協議第3号 農業委員会の委員の任期等について

### 5 その他

次回開催日程について

日時 平成16年2月20日(金) 午後1時30分～

場所 村岡町老人福祉センター

### 6 閉 会

藤原事務局長 改めまして、皆様、こんにちは。大変お忙しい中、御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、定刻になりましたので、石垣委員長の方から会議の開会宣言と御挨拶を頂戴したいと思います。よろしくをお願いします。

石垣委員長 皆さん、こんにちは。

第2回の、議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会を只今から開会いたします。

開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

きょうは非常に天候に恵まれまして、何かとお忙しい中、皆さん御出席いただきましてありがとうございます。

この小委員会は非常に重要な問題でございまして、3号委員だけで検討をとという形で、皆さん方に鋭意検討していただくというふうになるわけでございます。いろいろと但馬のよその協議会等も見ますと、非常に意見が出ておるようでございますし、1市5町、北但

地域につきましても、新聞等を見ますと、3号委員の意見がかなり強く要望の中で出ておるといようなことも出ておるわけでございまして、新しいまちづくりの中で一番といいますか、大変大切な問題に取り組んでいただくということになるわけでございます。そういう意味で、前回、前段階であらかたの資料等の説明をいただいたわけですが、その節、その際にいろいろと追加の資料要求等もございまして、事務局の方で資料を整理していただいておりますので、それらも含めながら、きょうは前段に議会と、その後に農業委員会等の関係に移したいと思っておりますので、時間も限られた中でございますけども、ひとつ意義のある、また有効な発言をいただければなというふうに思います。ひとつよろしくお願いたします。

藤原事務局長 ありがとうございます。

それでは、小委員会設置規定第4条第2項の規定に基づきまして、委員長に議長の方を務めていただきまして、議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

石垣委員長 それでは、議長を務めさせていただきます。

次第3、会議録署名委員の指名につきまして、会議運営規程第4条第2項の規定に基づき、私から指名させていただきます。

村岡町の井上源一委員、香住町の中村暁委員、よろしくお願いいたします。

次に、協議第2号、議会の議員の任期等についてを議題とし、事務局に議案の朗読と資料の説明をさせます。

事務局長。

藤原事務局長 それでは、会議資料の1ページをお願いいたします。協議第2号、議会の議員の任期等について。1、現状の把握について。3町の状況と他地域の状況、後ほどまた御説明をさせていただきたいと思っております。2、合併後のあり方について。(1)として、原則、これは合併後50日以内に選挙という原則についてと、その中で、 としまして、定数の取り扱い、(2)といたしまして、合併特例法に基づきます定数特例の取り扱いと在任特例の取り扱いでございます。

それでは、座らせていただいて、資料の説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、2ページをお願いしたいと思います。ここでは現在の3町の人口ですとか面積、あるいは地方自治法の法定数の人員、それから各町の条例で決めております定数等をあげております。任期につきましては、いずれも19年4月29日までということで、現

在目標としております17年の3月1日の合併ということをお考えますと、合併後2年と2カ月ぐらいの任期が残ることになります。

それから、その表の右の方に、3町の現在の議員1人当たりの人口がどのようになっているかということで上げておきまして、美方町の場合でいいますと、議員1人当たり220人、村岡の場合で415、香住の場合で875ということになっております。これを3町の44人で割りますと、大体1人の議員さんに対して、人口は529人ということになります。

さらに、右の表の方で、例えば新町で定数を26人とした場合、それからそれ以下ということで、2人刻みの減員を想定した場合、18名までの定数を考えたということでは、26人になりますと、議員1人当たりが895、18人といたしますと、1,293ということになります。

次の下の表でございますけれども、これは先進の事例ということで、近隣等の合併協議会等、状況を表しております。内容につきましては、現在、3町の状況をお話しさせていただいた内容とほぼ同じ内容でございますが、ただ、特例適用ということであげておりますけれども、ここでは北但合併協が協議中ということにしておりますけれども、先だっの新聞報道等では決まったようにも聞いております。それから、養父市以下につきましても、在任特例等を適用した内容をここで表わしております。

それから、3ページをお開きいただきたいんですが、県下の1万7,000人の和田山町から11万2,000人の三田市までの状況をあげております。例えば今回の3町の人口2万3,271人ということになりますが、ここで見ますと、社町の2万1,500、夢前の2万1,900、山崎の2万5,900、このあたりが人口的な比較では御検討いただけるかなというふうに考えております。また、極端な例といたしまして、一番下の三田市は11万2,000人の人口があるわけでございますけれども、条例定数は24人となっているというような状況の中で、26人の定数でございますが、人口が5万人以上のところでも26人以下で、現在、条例定数を定めておるということもありますので、御参考までにこの表を添付させていただいております。

それから、4ページ以下でございますけれども、これは先の全体会で御説明させていただきましたが、説明はごく簡単になろうかと思っておりますが、お許しいただきたいと思っております。

まず1番目が、先ほど申し上げました合併の場合の原則でございますが、17年の3月1日に合併いたしますと、50日以内に選挙することになります。この場合の定数につき

ましては、この合併協議会で決めておく必要がございます。

それから、この合併によりまして、合併特例法という法律があるわけですが、この中で定数の特例と在任特例の制度がございます。まず、定数特例の関係でございますが、この場合には合併後50日以内の選挙になりますけれども、法定定数の26人の2倍の範囲内の議員の数をもって定数を定めることができるということになりまして、この場合の任期は4年ということになりますけれども、この特例法を採用した場合には、次回の一般選挙からは通常の法定定数になってくるということでございます。

それから、在任特例制度の関係につきましては、これは17年の3月1日に合併ということになりますと、それから2年を超えない範囲で現在の44名の議員さんが任期が延長できるというものでございますが、次の選挙では法定定数で選挙ということになります。

それでは、まず定数特例の、この特例法の法の考え方等についてちょっと御説明をさせていただきます。

特にこの関係につきましては資料はお付けいたしておりませんが、この法律を制定いたしますときの考え方として、逐条的に解説したものがございますので、それによって御説明をさせていただきます。

まず定数特例の関係でございますが、地方自治法の91条2項の規定、これは人口段階によって定数を決めておるわけですが、規定においては、人口の増加に従って、人口1人当たりの議員の定数が少なくなるように定められております。合併関係市町村の議会の議員の定数の合計数と比較して、現在44名という数字でございますが、比較して、合併市町村の議会の議員の定数が著しく少なくなるのが想定されます。今の人口でいきますと、26人ということになります。このような場合に、合併と同時に、いきなり原則どおりの定数によりがたいことがあることを考慮した激変緩和的な措置である。現在の44名から26名ということになりますと、約40%ぐらいな減員ということになりますので、そういった激変緩和の措置であるということが言われております。

なお、先ほどの説明と重複いたしますけれども、これによって増加された定数が適用できるのは、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出された議会の議員の任期相当期間であるということで、先ほど4年ということをお申し上げしました。そのような場合でも、総辞職、解散、議会議員の全員死亡により、議員がすべてなくなったときは、その定数は、自治法91条第7項の規定により、定めた定数に復帰するものである。すべての議員が辞職等によって議席がなくなった場合には、現在の法定定数の26人に戻るという意味でござ

ざいます。

それから次に、在任特例の法の趣旨といえますか、その中で言うておることとございませうけれども、まず、この2年を超えない範囲ということにつきましては、これは平成7年に、それまで1年であったものが2年に改正されております。法定制定の当初には、旧議員の留任期間の長期化が、合併市町村の一体性の確立にマイナスの効果を及ぼす恐れのあること等を理由に、合併促進法の規定と同様、1年と想定されておりました。しかしながら、自主的な市町村の合併を推進するためには、合併の効果がより一層確実に発揮されることが必要であり、この方策として、市町村建設計画、ここではまちづくり計画と申しておりますが、重要な役割を持つこととなります。従いまして、合併前に関係市町村により構成される合併協議会においてこのまちづくりが定められますけれども、その実施につきましては、合併後に、専ら合併市町村の決定に従ってなされることとなります。市町村建設計画をより適切に実行できるようにするためには、合併前の各合併関係市町村の議会の議員が、合併後も引き続き合併市町村の議会の議員であることを一定期間保証することにより、その意見を市町村建設計画の実施に反映させることが必要であることが想定されるということと申しまして、このように、市町村建設計画の円滑な実施のためには、議員の選挙の実施が、合併後少なくとも1会計年度を経過した後とすることが望ましいということと申しまして、平成7年に規定の改正が行われ、1年が2年になったという経過があります。

ただ、これには運用上に留意すべき点が示されてお申しまして、例えばこの制度の活用にあたりましては、住民の意向を十分配慮し、合併関係市町村において、この特例措置を採用する必要性を明確にする必要があります。また、新設合併の場合の、その在任期間の決定についても、合併関係市町村の議会の議員の在任期間等との均衡にも配慮すべきであるということが留意点として上がっております。

それでは次に、7ページをお開きいただきたいと思っております。ここでは3町の議会の経費の調べの表をつけております。いずれも14年度の決算をベースにした内容と申しまして、各町ごとにその経費をあげておりますけれども、3町で合計いたしますと、議会の経費、これはご覧いただいたらおわかりのように、議会事務局の職員に係る経費については除いております、議員さんに係る経費をあげておりますが、1億9,800万円、総費用がかかっているということと申しまして、例えばこれを議員1人当たり直しますと、3町平均で年450万円、議員1人当たり、月に直しますと37万6,000円ということとなります。今後の協議に活用していただければというふうに思っております。

それから、先の全体会で、次回の会議の資料請求の中で、町長選挙、議会の選挙をそれぞれ単独でした場合、それから一緒にした場合の経費の明細の御請求があったわけでございますけれども、これは説明にかえさせていただきたいと思っております、例えば町長でいきますと、単独でした場合、これは前回の町長の選挙の関係になりますが、3町で約1,640万円かかっております。議員につきましては、2,250万円ということになります。合計で約3,890万円ということでございます。これを仮に一緒にやりますと、中には共通的な経費がございます。例えば職員の手当ですとか、選挙のときの臨時職員の賃金、それから報償費関係、それから看板の設置の関係等、共通的な経費がございますが、この共通的な経費が、大体1回につき900万円ぐらいな経費が節約できるんじゃないかというふうに理解いたしております、単独でする場合と、それから一緒にする場合で、約900万円の経費の削減が期待できるという理解をさせていただいております。

それから、もう一つ資料請求の中で、例えば現在の44名の議員さん、仮に在任特例を適用するということになると、恐らく3町の今の議会の議場では収容することができないことが予想されるわけでございますが、これをどこかの例えば体育館ですとか、そういった広い会場で44人の議員さんの議会を開催することを考えますと、改めて改築ということより、備品等のリース等を考えて経費を算出しております。例えば音響機器1式、それから机、いす等のリースになるわけでございますが、大体試算しますと、1日当たり約80万円のリース料がかかるように聞いておまして、これが年4回の定例ということになりますと、1週間前後の会期が想定されるわけでございますが、仮に1週間となりますと、550万円ぐらいなリース料が必要になってくるということでございます。

大体資料については、こういった内容での御説明ということでかえさせていただきたいと思っております。後ほど御質問等がありましたら、またお受けさせていただきたいと思っております。

石垣委員長 議案の朗読と資料の説明が終わりました。

質疑に入ります。ただいま説明いたしました資料について、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

なお、発言に際しましては、町名、氏名を述べてから発言してください。

中村委員。

中村(治)委員 美方町の中村でございます。先ほど合併協のときに、5点ほどの資料提供をお願いしたうち4点を御提示いただいたわけですが、1つには、もう1点、平成17年度のいわゆる当初予算の編成方針、暫定予算なのか、持ち寄りの予算になるの



か、その辺の、今の段階でまだ方針が出ていないと言われればそれまでですけども、常識的に考えると暫定予算を組まざるを得んじゃないかというふうに思うわけですけども、その辺の見解がもしわかれば教えていただきたいということと。

それから、この7表の確認なんですけども、委託料につきましては、多分議事録の作成委託料だと思うんですけども、村岡町の需用費というのは、議事録作成料を需用費で組んだというふうに理解してよろしいでしょうか。多分そういうことだと思います。

それから、この表をじっと眺めていて、ちょっと数字遊びをしてみたんですけども、もし間違いであれば御指摘をいただきたいと思います。この表で見ますと、3町の議員1人当たり、いわゆる年額450万9,000円ということですけども、私は一つの推計として、美方町、村岡町の議員の報酬、職員手当、共済費を香住町の議員報酬に置きかえて試算をしてみたわけでございます。そうしますと、例えば美方町の議員報酬、これ1人当たり割り戻しますと221万5,000円、香住町が329万5,000円、この差額が108万円。同じように、村岡も、それから議員手当も共済費も割り戻して、1人当たりを算出して、議員1人当たり、年額に加算をしてみますと、3町の平均が450万9,000円に対して550万9,000円ということになる。この辺、もしやり方が間違いであれば御指摘をいただきたいと思います。以上です。

石垣委員長 ただいまの質疑につきまして、事務局長、わかる範囲で説明してください。

藤原事務局長 まず、予算の編成方針ということでございますが、まだはっきり確定ということではございませんが、その17年度の編成時には、当初は各町それぞれが予算を立てましたものを、3町持ち寄りで集計する中で、最終的に調整をしていくということにならうかというふうに思っております。

それから、7ページの表でございますが、需用費と委託料の関係で、美方町、香住町は委託料があがっておりますし、村岡町は需用費でございますが、中身につきましては会議録の調製委託料ということで、ただ、村岡町さんにおきましては印刷製本費ということで、それが需用費に計上されておるようでございますので、内容的には同じ内容であるという御理解をしていただければというふうに思っております。

ちょっと追加させていただきたいと思いますが、予算の関係でございますけれども、当然新しいまちの町長は合併後50日以内の選挙ということになりますので、先ほど3町持ち寄りということではございましたけれども、あくまでも暫定的な内容での最終的な調整にならうかというふうに思っております。

即座にお答えできればいいんですけども、ちょっと内容的にまた参考にさせていただいて、事務局なりに、またその辺を試算をして考えてみたいというふうに思っております。

石垣委員長 そういうことですので、即答できないものは、また次回でもしていただきたいということ。

他に。

柴崎委員。

柴崎委員 香住の柴崎でございます。1点だけちょっとお尋ねいたしますが、備品のリース代なんですけど、先ほど、年4回、1日80万として1週間。そうしますと、550万円ということでした。ということは、年4回ということは、2,200万円というふうに理解してもらったらいいですね。

藤原事務局長 はい。

柴崎委員 わかりました。

石垣委員長 他にございませんか。

それから、ちょっと挨拶のときに申し落としましたけども、きょうの欠席者、2名ございます。香住の村瀬委員と村岡の三好委員でございます。

質疑ございませんか。

どうぞ、伊藤委員。

伊藤委員 香住町の伊藤でございます。今の音響設備、それから机のリース料ということで、1日80万円というのが出たんですけども、これ、そのほかにどこかのホールとか体育館を借りた場合、そこに事務局が移動するというようなこととか、それから傍聴席の設定とか、そういうことはどうなのでしょう。

石垣委員長 事務局長、説明してください。

藤原事務局長 議会事務局の事務所的な内容につきましては、3町の中で、例えば本庁機能を持つ庁舎に、多分、議会事務局が入ればいいのかというふうな理解をさせていただいております。

あと、傍聴者等の関係につきましては、現在想定されますのが、こういうフラットな場所を想定しますと、傍聴者の皆さんについては、椅子のリース料等が用意されれば、最低基準的な考え方としては満たされるかなというふうに考えております。

石垣委員長 事務局の方から資料の補足説明をするということですので、よろしく願います。

藤原事務局長 済みません。先ほど、7ページの議会費の調べの中で、ここは議員さんに関する経費という御説明をさせていただきました。その中で、左から5番目の枠で、職員手当等、この字を見ますと、議会事務局の職員分かなというような思いもなされるかと思うんですが、この数字は議員さんの期末手当、要するにボーナスの分の額でございます。そういうことでございますので、すべて議会議員さんの経費というとらえ方をしていたければというふうに思います。

石垣委員長 中村委員。

中村(治)委員 美方町の中村です。

2点確認なんですけども、まず、枠内の議員経費調べの中で、いわゆる需用費、役務費、備品購入、村岡も、これ、会議録作成分だと思いますので、基本的にはゼロになっているわけなんですけども、これらについては、決算では事務局費の中に振ったというふうに理解してよろしいでしょうか。それが1点目。

もう1点ですけども、先ほど、いわゆる合併後の各選挙に係る推計経費総額をお聞きしたんですけども、町長単独でやった場合には1,640万円、議員単独でやった場合には2,250万円、同時に選挙をすると、共通経費として900万円のいわゆる節減になるということは、合計の3,890万から900万を差し引いた2,990万円程度がいわゆる町長、議長抱き合わせした選挙の経費というふうに理解すればよろしいのかどうか。

その2点の確認だけお願いします。

石垣委員長 事務局長、お願いします。

藤原事務局長 お答えさせていただきたいと思います。

一応、決算では需用費、それから役務費、備品購入費につきましては、事務局費の方に含めた決算ということになっております。

それから、町長、議員の選挙を単独でした場合と別々にした場合ということでございますが、それぞれ選挙を行いますと、合計で3,890万円ということをお先ほど申し上げたと思いますが、共通経費約900万円を引きますと、2,990万円、約3,000万円になるということでございます。

石垣委員長 他に質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

石垣委員長 質疑を打ち切ります。

意見がございましたら意見に入りたいと思いますので、どうぞ意見を出してください。

毛戸委員。

毛戸委員 美方町の毛戸です。先ほどからリース代が1日80万円ということで、非常に高いなという気がするんですけども、今回の会議等に、このリース代の詳しい明細がもしわかれば提出をお願いしたいと思います。以上です。

石垣委員長 事務局長、お願いします。

藤原事務局長 内容についての明細を次回に提出ということですか。承知いたしました。

石垣委員長 柴崎委員。

柴崎委員 香住町の柴崎でございます。それでは、私どもの意見を申し上げたいと思います。

定数の問題につきましてはいろいろお考えがあると思いますが、非常に重要な問題でもありますので、真剣に議論しないといかんと思いますが、まず、合併の目的というのが、いわゆる行政のスリム化ということでありまして、あるいはまた経費の節減ということでありまして、特にこの議員報酬というものは、一旦決めてしまいますと、固定経費、いわゆる経常経費になってしまうわけでありまして、こういうふうな経常経費、絶対必要な経費というものをいかにして削減をしていくかということが一つあると思います。と同時に、議会はチェック機能と同時に、いろいろと発議したり、あるいは民意を反映するという性格のものでありますから、できるだけたくさんの民意を反映をしていただかないかんといい機能でもあります。したがって、経費の削減という面と、民意をどうして広く反映をするかということの2点を検証しながら整合性を求めていかなあかんというふうに思うわけでありまして。

そこで、我々として、いろいろ資料を出していただきましたので、同じような行政体と比較検討しながら、余り突出せずにはいかないかんというふうに思います。

ざっと私ども資料を見させていただきまして、2万人台の自治体というのが、18人、20人というふうにありますけれども、大体18人というのが多いんですね。また、猪名川町でありますとか、あるいは稲美町の場合はほとんど3万人ぐらいあるんですが、そこからあたりも18人というふうなことで、かなり絞った定数を現在実施しておるわけでありまして。あるいはまた、但馬の中でもごく最近いろんな例が出てきておりますけれども、そういうものも参考にいたしますと、我々の3町の合併で、2万3,000人前後のまちでありますと、18人あるいは20人というところが妥当かなというふうに思うわけですが、できる限り議員の皆さんも痛みを分かち合っていただくという意味では、1人

でも2人でも頑張っていただかにやいかなという気持ちでありますし、新聞報道、あるいはきょうの報道にもありましたように、北但の広域合併におきましても、定員30人ということについては協議会の委員の皆さんから相当いろんな意見が出ているということで、結論が先送りになったということも報道されておりました。十分我々もそういうふうなことも勘案しながら検討しないといかんとおもいます。

もう一つは、今までになかった民意の反映ということで、地域審議会というものを設けようということがあります。この地域審議会というのは、新しい行政の中での民意反映の一つのあり方でありますので、これをどういう形で生かしていくかというのが非常に大事なポイントだろうというふうに思います。従って、その定数の議論をすることと並行をして、この地域審議会のあり方をあわせて議論していかないかんじゃないかなというふうに思います。余り細かいことはできないかもわかりませんが、方向づけ等については我々もやはり議論をしておかないといかんのじゃないのかな。例えば地域審議会というのは、3町それぞれ特徴を持っておりますし、人口にもばらつきがございます。そのあたりを均等に地域審議会の人数を振り分けるのか、あるいはある程度人口割というものを考えていくのか、そのあたりのことも、民意を吸い上げるのに、議会をカバーするのにどういうやり方がいいのかということ、一度我々なりに検討していかないといかんなというふうに思っております。従いまして、私は経費削減を力いっぱい、議員の皆さんに申しわけないけれど、身を削っていただく。そして、範を示していただいて、そして行政の役員の皆さんにもお願いをする。そのことを、行政のサービスの低下をできるだけ抑えながらやらないかんとということでございますので、その2点、経費削減のためには、できるだけ削減をする人数については極力削減する。しかし、余り極端なことはできませんから、近隣の市町村の状況を見ながらやるべきだろうなということで、2点、意見として申し上げたいと思います。以上でございます。

石垣委員長 柴崎委員から意見をいただきました。その中で地域審議会のことも出ましたが、地域審議会については、この小委員会できずに、ほかの全体会であるのか、その辺、事務局長からの御意見、考え方をちょっと言っていたきたいなと思います。

藤原事務局長 地域審議会の関係につきましては、これまでからも話題となっていて、この全体会等でもお話が出ておりましたけれども、今の事務局の考え方といたしましては、全体会でその辺の設置の必要性等、あるいは設置の是非についての協議は全体会でしていただくことになろうかというふうに考えております。

石垣委員長 どうぞ、柴崎委員。

柴崎委員 柴崎でございます。もちろん全体会でも議論していただいたらいいと思いますが、私どものこの定数の取り扱いを議論する場としましても、十分皆さんの意見を出していただいて、議論のベースとなるようなことは、この小委員会でもある程度持ってもいいんじゃないかなというふうに考えますが、いかがなものでしょうか。

石垣委員長 事務局長、答弁してください。

藤原事務局長 定数を協議していただく上で、やはり地域審議会というものを横に置いては議論がやっぱりできないんじゃないかというような、この小委員会のまとめと申しますか、そういった方向になるといたしましたら、多少そういったことも頭の中に入れた形での協議がやっぱりなされるんじゃないかと思えますけれども、全体会での地域審議会の協議のことを考えますと、その辺、協議が相前後する中で、どういうふうにその辺を調整していったらいいかというようなことにつきましては、ちょっと御検討の時間をいただきたいというふうに思っております。

石垣委員長 今、地域審議会の御意見出ました。他の委員さんで、この地域審議会に絞って、何か意見がありましたら。いかがでしょうか。

どうぞ、中村委員さん。

中村（暁）委員 香住町の中村でございます。この地域審議会の関係については、説明の資料の中にもありました、議会の議員の選挙区の関係に少しかかってくる部分があるんじゃないかなというような、かかってくるんじゃないかなというふうに思っております。柴崎委員が申された関係につきましても、地域の声が、十分に新しいまちづくりのために声が反映し切れないというようなところの部分で、小選挙区というふうなことが出てきた場合、それはどうかなというふうなところで、地域審議会のことを出されたという部分があるんじゃないかなというふうに思っております。

私としては、この説明の中での地域、選挙区ですか、小選挙区、これは新しい町になって、一体となるべき町であるということで、小選挙区は設けない方がいい。選ぶ方も選ばれる方も、平等の原則というふうなことで、小選挙区は設けない方がいい。その小選挙区を設けない、民意が十分に反映し切れないというふうな懸念がある部分を、地域審議会ですら十分に対応できるような組織にしていけばいいんじゃないかなというふうな考えであります。以上です。

石垣委員長 他に御意見。

中村委員。

中村（治）委員 美方町の中村です。地域審議会につきましては、私も5町合併時からずっと言い続けてきたことであるわけですが、基本的には合併協議会の中で議論集約すべきものだと思いますけれども、この小委員会におきましても、例えば議員の定数の問題であるとか、それから選挙区の問題等、微妙に絡んでくる部分がありますので、やはり全面的に合併協会の議論集約ということではなくて、本委員会でもある部分までの議論は必要じゃないかというふうに考えております。

基本的には地域審議会、ただ諮問に対する答申であるとか、いわゆる要望団体、善処します、前向きに検討しますというものでは何の意味もないということで、どこまで条例化できるのか、条文の中に権威的なものは必ず入れてもらうような方向で議論をしてみたいというふうに考えております。

それからもう1点ですけども、前回の協議会の際に、本委員会の進め方について若干お願いをした経緯があるんですけども、3号委員だけで、いわゆる議員の定数、任期の特例の議論集約をしていいのかどうか。必要に応じて2号委員の、いわゆる議会代表の方も本委員会に出席をしていただくことができないかということにつきましては、検討しますということで答弁いただいたわけですけども、その辺がどのように協議なされたのか、その辺もお伺いしたいと思います。

石垣委員長 どうも。地域審議会につきましては、関連してくるということの御意見のとおりだろうと思います。

それから、議会の代表の委員から意見を聞く機会というのは、前回は全体会で声がありましたので、議長としてもその機会をぜひ持ってほしいなというふうな思いをしておりますので。

事務局の方で何か意見がありましたらお願いします。

藤原事務局長 それでは、この当委員会の会議の進め方の一つとして、今、中村委員さんから御指摘がございました。この小委員会は、3号委員すべての委員にこの協議が委ねられているということになっておるわけでございますけれども、やはり当事者の2号委員さんの声も、タイミングを見てやっぱりお聞きすることも必要だろうということは考えておまして、本日、この先、石垣委員長の方から、その辺のタイミングをどのあたりで2号委員さんの御意見を伺うようなことにすればよいか等についても、後ほど皆さんの御意見を参考にさせていただいた上で、そのようなことを考えていきたいというふうに今のと

ころ考えております。

石垣委員長 伊藤委員。

伊藤委員 香住の伊藤でございます。この地域審議会につきまして、全体会でということなんですけれども、今、議論している議員の定数とか、それから在任特例とか、これは切り離しては議論できないと思うんです。私は、この委員会でも、あるところまでは議論して全体会に意見を出してもいいんじゃないかというふうに思うんですけれども、合併の目的、これは行政のスリム化とか、経費の節減とか、それだけを中心に考えていったら、これはもう結論見えているように思うんです。

結論は、今いろいろと先ほど出てきましたけれども、リース料にしても、どこかの議場にホールとか体育館を使うにしても、使われたところは、そこは本来の使用もできませんし、そして経費も相当かかる。そういったことから、合併の目的からいくと、もう結論は見えているんですけれども、ただ、ここで問題になるのは、地域の住民の声が届くかどうか、そこが非常に大きな問題で、そのために在任特例とか、いろんなことが起こってくるんであって、だから、民意の反映をどういうふうにバックアップするか、対応するか、その辺が地域審議会ということですので、それまで一緒に話し合うべきというように思います。以上です。

石垣委員長 他にございませんか。

井上委員。

井上（源）委員 村岡町の井上です。3町の議会議員の定数については、本当に合併の趣旨から考えますと、やはり適正な規模ということになります。そのためには、経費の問題を含めながらということになれば、従って、自ずから3町の合併の場合には議員定数というものが示されるわけでございます。そういった中で、在任特例のそういった特典をどういうふうに使っていくのか。50日以内に町長、町議一度に選挙が行われるようになるのか。町長はさておいて、議員の選挙を50日以内にやった場合、3町の住民が本当にその合併したことについて理解がしていただけるような、そういうシステムがすべて整うのかどうかということも、これも、あと特例の関係を使う、合併後の選挙の日程にかかわってくるものだと思います。そういった中で、議員定数を減らすことによって、その3町の住民の声を吸収できるのかどうかということに、あえて地域審議会の必要性が出てくるのではなかろうかと思うわけでございますが、あくまで議会議員さんの、やはり地域の行政を進めていく要としては、議員さんにすべてをお任せする。そして、どうしても住民の



声が行政に不足するというふうなことになるれば、やはりそこで地域審議会はまた設置するのかどうかということについても検討していったらいいんじゃないかというふうに思います。従いまして、議員定数の問題と、そして合併後の、あと選挙の問題については、できるだけ早く進めていくことが、この合併についての町民の望むところではなからうかなというふうに私は思いますので、一言申し上げさせていただきます。

石垣委員長 水間委員。

水間委員 美方町の水間でございます。先ほどからいろいろ御意見も出ております。その中で、地域審議会のことが話されておるわけでございますけれども、私は議員定数なりというふうなことにつきましては、合併の目的というふうな中で、やはり柴崎委員がおっしゃっておられましたように、経費の削減というふうな中で、やはりいろいろデータの数字を聞かせていただきますと、議員の年間の費用等も聞きましたけれども、これには他にまた臨時議会とかいろんなものがあるというふうに思います。それで、先進地の養父市の方につきましても、やはりこれは特例を使っておるようでございますけれども、町民としたら相当な経費がかかるというふうなことも聞いております。定数が18、20というふうなことになるてくれば、議場の確保は今、既存の建物の中でできるのかどうかというふうなことや、やはり新しいまちづくりのためには、新しい数字でもってしていただきたいというふうな思いがあって、ちょっと発言させていただきましたけれど、18、20になれば、別個の臨時建物を使わんかってできるかどうかというふうなこともお聞かせいただきたいと思います。

石垣委員長 今の発言ですけれども、私のちょっと聞いた範囲では、養父市は関宮の大谷小学校が廃校になるので、あそこをかなり改良して、経費を投じて、しばらくの暫定期間使おうというような、もったいないちょっと話を聞かせてもらっておるんですけどもね。その問題もあろうと思います。

今のそれと、意見の中に18ないし20とした場合に使える議場の話が出ましたけども、事務局長、どうでしょうか。

藤原事務局長 水間委員の御質問にお答えしたいと思います。

現在の3町の議場を考えますと、合併後の法定定数が26名でございますが、それまでの人数でしたら、この3町の中で、今の議場で開催することは可能だというふうに考えております。若干、机、椅子等の備品の補充は必要になるかと思いますが、スペース的には可能だろうというふうに考えております。

石垣委員長 できたら各委員、一言でも結構ですので、ひとつ意見を出していただければと思います。よろしくお願いします。

岡田委員。

岡田委員 香住町の岡田です。今、議員の定数のことについてお話しされておりますし、また、小選挙区ということについても話しされておるんですけども、私たちが一番考えるのは、やっぱり議員さんというのは一番身近な、私たちのこの民意を反映していただけるのは議員さんだというふうに思っておりますので、3町、人口的には2万3,000ですけども、このまちは海があり、山がありと、また産業的にもちょっとほかのまちとは違う特色があるまちですので、この特色のあるまちが他のまちと同じように考えてもいいのかなというのが一つは不安な部分があります。そういうのが小選挙区とか、定数とかにひっかかるんですけども、そういうことを考えますと、先ほど言われました地域審議会、こういうもので、定数の足りないというか、不安の部分とか、小選挙区になったときの不安な部分とか、そういうものをちょっと補った意見でカバーできるんじゃないかなと思いますので、この地域審議会というのはここで同時に、定数とか小選挙区にあわせながら議論されると、住民の民意も反映できるようになるような気がいたします。

石垣委員長 どうぞ、他に意見ありませんか。

どうぞ、中村委員。

中村（暁）委員 香住町の中村です。全般でいいということですので、意見を申し上げたいというふうに思っております。

結論から言いますと、この合併においての特例については、特例は採用しない。定数特例、それから在任特例、小選挙区等の特例はすべて使わない。先ほど、伊藤委員、柴崎委員からも御意見があったんですけども、合併の目的の一つである経費節減ですか、住民にも、3町合併して、少なからず住民サービスが低下をするというふうな痛みを強いるわけですから、議員さんであるそれぞれの皆さんもその痛みを十分に理解していただく立場でもありますので、そうしていただきたいというふうに思っております。

単純に、先ほど議会議員の選挙の費用だとかいうようなことで、まず選挙費用についても、第1回目の選挙で約900万、1,000万節減できると。これが4年ごとに来るわけですね。そういうようなことがまずあるわけですし、この選挙を一度にすることになると、在任特例を設けない。在任特例を設けたとしたときに、経費計算をしましたら、7ページの議員1人当たりの歳費ですか、それ掛ける、定数特例の44掛ける、近隣の合

併の例を見ますと大体7カ月ぐらいいいようなことになりまして、単純に1億1,500万円ぐらいはかかってくる。特例を使わなければこれだけの経費節減になる、こういうふうなことでありますので、特例は設けない。

それから、定数の関係ですけれども、先ほど資料3の中で、この3町の人口規模からすれば、社町から猪名川町、2万人台のところ、それが条例定数では18名になっております。ところが、地域の面積からすれば、社町の87平方キロから山崎町の179平方キロ、面積が小さいから少ない人数でいいというようなことでしょうかけれども、議員1人当たりの住民の人数からすれば、社町で1,197ですか、新町の議員1人当たり18名で1,293ということになりますね。

それから、面積でいいましたら、この3町では369.02平方キロ。3ページの類似をした面積からすれば、篠山市の378平方キロですか。篠山市でも22名。ですから、18から22ぐらいな定数で、住民に対する議員1人当たりの人数、それから地域の面積、人口というふうなところから見て、18から22、そのぐらいな程度で十分じゃないかなというふうに思います。

石垣委員長 小谷委員。

小谷委員 村岡町の小谷です。先ほど聞きましたら、一緒にすると900万円の経費が削減されるということも聞きますと、やはり町長、議員選挙の、私は同時にやる方がいいんじゃないかなということは思います。でも、議員さんというのは民意を反映される人ですので、3町の細長いまちの声を反映していただくためにも、やはりこの地域審議会、そういうところでの話し合い、そして、小選挙区で十分に出せるような議員さんになってほしいなということを思います。やはり経費を削減するためにも、一緒にするというのを求めます。

石垣委員長 中村委員。

中村(治)委員 美方町の中村です。非常に不謹慎な質問をしますけれども、本委員会、大体何回ぐらいで議論集約をする、おおよそのめどを立てていらっしゃるのか。これは当然議論が集約されるまでと言われるのはわかっているんですけども。と申しますのは、私も私なりの基本的な考え方がございます。ただし、きょうは発言を控えさせていただきたいと思います。できれば、次回に持論展開をさせていただきたい。その日程と絡み合わせながら、じわりじわりとやっていきたいと思いますので、その辺の見解をお伺いしたいと思います。

石垣委員長 局長、思いがありましたら。

藤原事務局長 今、全体スケジュールを立てる中で、本小委員会の結論がこの時期に出していただければというのは、大体4月中ぐらいにはお願いしたいなというふうに思っております。ただ、農業委員会の関係につきましては、香住町が3月に選挙を控えておりますので、これはもうできるだけ早い時期に、きょう、第2回ということですが、3回ないし4回ぐらいのときには結論を出していただければというふうに考えております。

石垣委員長 どうぞ。

中村(治)委員 美方町の中村です。先ほどちょっと申し忘れておりました。次回の本委員会で結構ですが、冒頭、私申しましたように、合併すると、議員報酬については美方町のレベルに合わせるということはまず無理であろう。多分、香住町のレベルに合わせざるを得ないんじゃないかという思いがするわけですが、先ほどの計算どおり計算でいきますと、参考のためです、間違いであれば御指摘いただきたいし、次回の本委員会できちとした数字を御提示いただきたいことは、香住町の議員報酬のレベルに合わせた場合、これは職員手当と、いわゆる共済費に影響するわけですが、私の試算では、美方町が議員1人当たり、年額が559万7,000円、村岡町が552万8,000円、香住町は今のままで540万2,000円、3町の平均でいきますと550万9,000円ということになるわけですが、これも何かの参考になるかと思っておりますので、次回の本委員会で結構ですが、御提示をいただきたいと思っております。以上です。

石垣委員長 意見を出していただきました。

ここで暫時休憩させていただきます。ただいま2時45分ですので、10分間、55分開会したいと思います。

〔休 憩〕

石垣委員長 それでは、時間になりましたので、再開します。

事務局の方から、ちょっと資料の訂正があるそうですので、聞いてください。

藤原事務局長 誠に申しわけございません。7ページをお開きいただきたいと思っております。

ここのデータは14年度決算ベースということで先ほど御説明させていただきましたが、その中で、議員の定数、香住町が16名となっておりますけれども、16名は昨年統一地方選挙から適用しておりますので、14年度の決算の時点では20名ということになりまして、合計が48ということになります。従いまして、右の方の欄の、議員1人当たりの年額、それから月額も御訂正をお願いしたいと思います。香住町の議員1人当たりの年

額が432万2,000円、4322です。その右、月当たりでございますけれども、36万円です。計の欄で、議員1人当たりの年額が4133、413万3,000円。それから、その右が34万4,000円となります。

以上で御訂正をお願いしたいと思います。申しわけございませんでした。

石垣委員長 どうぞ。

中村(治)委員 美方町の中村です。先ほどの数字は訂正させていただきます。

石垣委員長 以上のとおりですので、それ以外で御意見ございますか。

意見が出ませんので、とりあえず本日の議員に関しましてはこれで打ち切りまして、次回に移したいと思います。

それで、継続ということで確認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

石垣委員長 では、次回に継続ということにさせていただきます。

続いて、農業委員会の委員の関係について入りたいと思います。

では、農業委員会の委員のことにつきまして説明に入ります。事務局長の方から説明しますので、どうぞよろしく。

藤原事務局長 それでは、8ページをお開きいただきたいと思います。

まず、協議第3号でございます。農業委員会の委員の任期等について。1、現状の把握についてということで、最初に3町の状況、それから他地域の状況。後ほど御説明をさせていただきますと思います。2番目といたしまして、合併後のあり方についてということで、(1)番目に農業委員会を設置する単位。それから、(2)番目に原則について。合併後50日以内に選挙になるという原則についての関係で、定数の取り扱いの協議をお願いしたいと思います。それから、(3)として、合併特例についてということで、在任特例の取り扱いについてもあわせて御協議をお願いいたします。

それでは、9ページ以降を御説明をさせていただきますと思います。

座らせていただきたいと思います。

それでは、9ページ以降の御説明をさせていただきますが、この資料の関係につきましても前回の全体会の中で御説明させていただいておりますので、重複しますけれども、お許しいただきたいと思います。

まず、9ページの表につきましては、3町の現在の状況ということで、選挙による農業委員さんが現在34名おられます。その他に、選任ということで、農協推薦の委員さんが

3人、議会推薦の委員さんが8人おられます。なお、ここの任期で書いておりますように、先ほど申し上げましたが、香住町が16年の3月24日ということで、来月選挙を控えておるところでございます。

この中で、農地面積、3町の合計が1,008ということになっておりますけれども、この関係が新たな3町合併後の農業委員さんの定数にかかわってくる数字でございますので、13ページをご覧くださいと思います。

ここの農業委員会等に関する法律施行令ということで、第1条の2、1項1号、表の中の一番上でございますが、その区域の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会については、右に定数の基準として20人以下ということになっております。3町が1,008ヘクタールでございますので、この条文が適用されまして、新たな新町の定数は20人以下ということになります。

それから、10ページをお開きいただきたいと思います。ここでも2カ所、ちょっと御訂正をお願いしたいと思います。上の表で、丹波市の農委法定数30となっておりますけれども、40に御訂正をお願いしたいと思います。10ページの上の表でございます。丹波市。それから、熊本県あさぎり町が20になっておりますけれども、30ということで御訂正をお願いしたいと思います。

ここでは近隣の合併協等、そのほかに京丹後とかあさぎりの現状ということで参考にさせていただいておりますけれども、この中で3市、町が合併特例法の適用をせずということで、上の北但合併協とあさぎり町の2箇所が適用せずということで、50日以内の選挙になっております。この中で、北但合併協についてが選挙区制度を設けることで、現在協議がなされております。その他のところにつきましては在任特例を適用いたしまして、それぞれ合併後3カ月から7カ月まで在任特例を適用しておられます。

それから、下の方に、県下の状況の中で、一番下の篠山市が選挙区制を設けた制度の適用をされております。

先ほど、一部選挙区の制度を設けているところの御説明をさせていただきましたが、13ページをちょっとご覧くださいと思います。第5条の抜粋ということで、選挙区の基準の欄がございますが、その中の第5条では、その区域の農地面積が500ヘクタール以上となるか、または基準農業者数が600人以上となるようにしなければならないということになっておりまして、現状では、現在のこの3町から考えますと、この数を満たしていない町があるということで、選挙区制を設けることについてはさらなる協議が必要に

なっておりますかというふうに考えております。

それから、11ページをご覧いただきたいと思いますが、11ページの1のところ、合併後、新町に1つの委員会を置く場合ということで、原則と特例を上げております。原則につきましては、既に御案内のとおり、合併の日から50日以内に新たに選挙する必要があります。定数につきましては、先ほど面積で御紹介いたしましたように、3町が新しい町になりますと、20人以下の定数になりますので、これは条例で定めるということになります。任期につきましては、法第15条で言うておりますけれども、3年ということになります。この場合の特例でございますけれども、最初に定数の関係につきましては、協議による、80を超えず、10を下らない数というのがこの定数になります。それから、この場合の任期特例の期間でございますが、議会の議員の場合は2年ということでございましたが、農業委員会の委員さんにつきましては、合併後1年を超えない範囲で定めることになっております。

次に、2の(1)の方でございますが、従前の市町村の区域ごとに農業委員会を置く場合と、それから(2)で、従前の区域と異なった区域により、2以上の委員会を置く場合の、それぞれの特例あるいは原則、特例を言っているものでございます。最初の(1)の関係につきましては、先ほども申し上げましたように、現在の3町の状況では、このままでは小選挙区の適用は満たしておりませんが、この場合は、現在の法がそのまま行きますので、右に書いておりますように、委員さんはこのまま存続し、従来の定数で、従来の任期まで在任することができることとなります。それから、(2)の方でございますけれども、原則は、各委員会ごとに新たな選挙をするということになります。定数、それから任期につきましては条例で定めること、あるいは関係法令第15条で任期を3年ということに定めております。特例ということになりますと、これは1と同じように、協議により、80を超えず、10を下らない数ということになっておりまして、在任特例も1年を超えない範囲内で決めることになっております。

以下は、ただいま申し上げましたような内容の根拠法令を、12ページ、13ページということで付けさせていただいております。既に御清覧いただいておりますので、説明を割愛させていただきたいと思っております。

以上で御説明を終わります。

石垣委員長 議案の朗読と資料の説明が終わりました。

質疑に入ります。ただいま説明しました資料につきまして、質疑がありましたらお願い

したいと思います。

柴崎委員。

柴崎委員 ちょっと9ページのところで、関係3町の農業委員会委員の定数・任期というところで、香住町の場合が平成16年3月24日ですから、もうすぐであるわけでありませう。そうすると、選挙をして、合併が平成17年の3月1日ですから、1年足らずということになるわけですが、また新たに新しい制度で取り組むということになるわけで、1年足らずの任期ということになるわけですね。ちょっと教えてください。

石垣委員長 事務局長、お願いします。

藤原事務局長 今、柴崎委員が言われたようなことで、合併が17年3月1日ということになりますと、3年ということになりますと、2年余りありますけれども、一応、特例法を適用しない場合には新たな選挙に臨むことになります。

石垣委員長 質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

石垣委員長 質疑がないようですと、打ち切りまして、意見交換ということに入りたいと思いますので、御意見があります方は、どうぞ出してください。

どうぞ、伊藤委員。

伊藤委員 香住の伊藤でございます。私、農業者でないので、農業委員のことについてなかなかわかりにくいところがあります。それで、在任特例とか選挙区とか、そういったことについて、現在の農業委員さんの意見を何かの方法で聴取するような方法はないでしょうか。以上です。

石垣委員長 事務局の方で説明しますけれども、これにつきましても、全体会のときにちょっとその辺の声が出ておりまして、2号委員と、それから農業委員会の会長の意見も聞く機会をということに私は理解しておりますので、事務局の方から意見がありましたらお願いします。

藤原事務局長 先ほど議会議員の協議の際にもそのような御質問が出ておりましたけれども、本日の小委員会の後に、この委員の皆さん方の御意見をいただきながら、いつの時点で議会の議員さんなり、あるいは議長さんになりますのか、議会関係者、それから農業委員会の会長等の御意見をお聞かせいただくような機会はずひ持っていただきたいというふうに思っておりますので、その辺の日程等については、後ほど委員長の方からお諮りをいただきたいというふうに思っております。



石垣委員長 どうぞ、中村委員。

中村（曉）委員 しょうもないような質問なんですけれども、各町の農業委員さんの報酬というのはどの程度なものか教えてやっていただけませんか。余り多くないというようなことは聞いておるんですけど、1カ月1万3,000円か1万6,000円か、そのぐらいな程度だとかというようなことは聞いておるんですけど、わかればちょっと教えてやってください。

石垣委員長 事務局の方でわかりましたら説明してください。

藤原事務局長 はっきりした数字はちょっと資料として持ち合わせておりませんが、大体、香住町の農業委員の会長さんで、年額23万程度というふうに把握しておりますけども。

石垣委員長 はっきりした数字、手持ちでないようですので。ありますか。じゃあ、ちょっと発表していただきます。

藤原事務局長 それでは、追加させていただいて、御説明をさせていただきたいと思えます。

香住町の場合で、会長さんが月額1万9,000円、委員さんが1万4,000円というようになっております。美方、村岡町さんについては、年額報酬というようになっておまして、美方町の会長さんで19万1,000円、委員さんで16万1,000円。

村岡町さんの会長さんで年額22万円、委員さんで18万円ということになります。

中村（曉）委員 わかりました。

石垣委員長 以上のようなので、それ以外に御意見がありましたらお願いします。

意見がないようですと、これで打ち切りたいと思えます。

それで、御意見の中に出ておりました、2号委員さんとの意見交換といいますが、意見を聞くという機会ですけれども、実は、次回が2月20日ということでこの小委員会決まっておりますので、次回の2月20日にあらかじめ方向づけを決めていただけたら、その次の機会にということに、2号委員さんとの意見聴取をしたいなというふうに思っております。

それから、農業委員につきましては、先ほど説明がありましたように、香住町の任期が16年の3月24日ということで迫っておりますので、事務局の方でまとめていただいて、次回に農業委員会長の意見をちょっと聞く機会を持ちたいというふうに思っていますが、

委員の皆さん、いかがでしょうか。

どうぞ。

中村(暁)委員 香住町の中村です。僕も農業委員会のこの農委法というのはよくわからんのですけれども、法解釈で、農業委員会を2つ設けることができるというふうなことを説明を受けたんですけれども、例えば3町あるうちの1町と、もう2町が1つの選挙区みたいなことでも可能なのか。

もう一つ、先ほど基準農業者数イコール農家の戸数と解釈していいのか。先ほどの説明では、戸数が600以上にならないと選挙区の基準に満たないということで、3町の場合でしたら農家戸数、美方町が371ということで、600に満たないからこの選挙区は設けられないということなのか。もし、600に足るように、例えば村岡町さんの射添地域と合流をして、1つの選挙区というふうな考え方もできるのかどうか。その法解釈は可能なのかどうか、ちょっと教えてやってください。

石垣委員長 只今の意見につきまして、事務局でわかりましたら答弁をお願いします。

藤原事務局長 11ページの資料をご覧いただきたいと思うんですが、2番の(2)の方、ここでは、新町に従前の区域と異なった区域により、2以上の委員会を置く場合ということで、ただいま中村委員の方から御質問のありました最後の御質問ですね、基準を満たすことができない美方町さんにありましては、一つの例として、村岡町さんとその辺の区域調整をする中で選挙区を設けることができるということも、理論的には可能でございます。

ただ、そういった調整ができなくて、しかもやっぱり区域ごとにそういった小選挙区を設ける必要があるというような結論になるとしましたら、2番の(1)の現在の区域をもつての小選挙区、ここが採用されますと、現在の定数、現在の任期という格好で合併後も継続されるということになります。

石垣委員長 ちょっと修正しますので。

藤原事務局長 失礼しました。質問のとり方をちょっと理解しておりませんでしたので、申しわけございません。

1つの委員会を置く場合に選挙区をとということでございましたでしょうか。

中村(暁)委員 2つあっても別々な区域ごとに選挙区を設けることができるんですか。例えば村岡が1つ、美方と香住は2つになって、2つの委員会がある。村岡は村岡での小選挙区というんですか、これちょっと僕の質問もわかったようなわからんような質問かも

わからんですけど、定数は例えば20だと、そのうち農業者数で比例配分して、例えば村岡町は10名、香住、美方で10名、そういうふうな格好が可能なのか。そういうふうなことじゃないということなんですか。どうなんですか、そのあたり。質問しておる方も何だかようわからんようなことなんですけど。

石垣委員長 委員会は1つで選挙区は2つという意味ですか。

中村(暁)委員 委員会は2つあって別々で選挙区を設けて委員会をつくるっていう方法は可能なのか。

石垣委員長 どうぞ。

藤原事務局長 例えばこの3町の中で、香住町が1つの委員会ですね、村岡町さんと美方町さんで1つの委員会、その美方町、村岡町さんのエリアの中で、さらに小選挙区制が設けられるかということですか。

中村(暁)委員 そういうふうなことでしたら、別々の区域で農業委員さんをお互いに出していく。合計で20人という、そういう選び方も可能だということですか。香住町の1つの委員会と村岡、美方で1つの委員会と、2つの委員会ができて、ところが、2つの委員会でも、合計は定数は20人ですね。別々の委員会ごとに選挙をしていって、それを農業者数か何かのあれで比例配分するんですか、20人を。

石垣委員長 ちょっと暫時休憩します。

〔休 憩〕

石垣委員長 休憩中に理解できたそうですので、再開します。

他に御意見ございませんか。

御意見ないようですので意見を打ち切りまして、継続ということで異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

石垣委員長 では、次回に継続審議ということにさせていただきます。

なお、日程につきましては、先ほど私の方からちょっと案として申し上げました案でよろしいでしょうか。2号委員の意見を聞くのと、農業委員会の会長の意見を聞く機会。次回の状況次第にもよると思いますけども、そういう考え方でよろしいでしょうか。

御意見がありませんので、同意を得たということで処理させていただきます。

それで、議会の関係ですけども、2号委員お二人にするのか、議長だけにするのか、その辺、もしも御意見がありましたらお聞きしたいと思います。

どうぞ、井上委員。

井上（源）委員 議会は議会代表という形で、議長さんお一人でいいと思いますけど。  
石垣委員長 他に御意見ありませんか。

それでは、井上委員の発言の、議長ということに絞るということに同意いただけますか。  
御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

石垣委員長 では、異議がないようですので、そういうことに絞らせていただきます。

以上で本日予定しておりました議題はすべて終了しました。

それでは、次回の日程等について、事務局から説明させます。

事務局長、どうぞ。

藤原事務局長 それでは、5のその他というところで、当小委員会の次回の開催日でございますけれども、2月の20日金曜日午後1時30分から、村岡町の老人福祉センターで予定をさせていただきたいというふうに考えております。

なお、次の第4回につきましては、ここには書いておりませんが、今のところ3月1日に香住町の方で開催をさせていただきたいということで予定をいたしておりますので、お願いしたいと思います。

なお、今、委員長さんの方からお諮りいただいた、次回の20日には農業委員会の会長さん、それから、3月1日の第4回には3町の議長さんに御意見をいただきたいということで進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、第4回、3月1日の日程を申し上げましたが、若干何か議会の関係の御予定もあるようなことをちょっと仄聞もいたしておりますので、3月1日の関係については流動的でございます。できるだけ早く第4回の日程を調整して、あらかじめ御連絡申し上げますので、悪しからず御了解いただきたいと思います。

それから、若干他の会議との調整の関係で日程変更した部分がございますので、ちょっと申し上げますが、事務所の位置の検討小委員会、次回、2月の26日に、香住町の地域福祉センターで予定いたしておりましたけれども、都合で2月の28日土曜日午前9時から、会場は同じ、香住町の地域福祉センターということで、ちょっと2日ほど繰り延べになりますが、御予定の方をお願いしたいと思います。

それから、本日の委員さん全員該当いたしますまちづくり計画の検討小委員会、これにつきましても、ちょっと正副委員長さんの日程調整の関係もございまして、2月の27日を3月の6日、これも土曜日になりますけれども、午後1時30分から、美方町のこの会

場で予定をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。2月26日の事務所の位置の会議が28日に、27日のまちづくりの委員会が3月の6日にそれぞれ変更させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

石垣委員長 それでは、本日予定しておりました議事はすべて終了しました。

これをもちまして、第2回、議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会を閉会します。御苦勞さんでございました。ありがとうございました。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

美方町・村岡町・香住町合併協議会

議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会

委 員 長 .....

会 議 録 署 名 委 員 .....

会 議 録 署 名 委 員 .....